

加治川を愛する会 会則

第1条 (名称)

この会の名称は「加治川を愛する会」と称する。

第2条 (事務局)

この会の事務局は、会計宅に置く。

第3条 (目的)

この会は、かつて桜の名称であったふるさと加治川に想いを寄せ、加治川の桜並木復元・環境整備を積極的に推し進めて、美しい自然を次の世代に継承することを目的とする。

第4条 (事業)

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 桜の植栽・育成・環境整備等の事業を関係機関と協力して実施。
- この会の主旨を一般にアピールする諸事業。
- 会報の発行。
- その他、この会の目的達成のための必要な諸事業。

第5条 (会計)

この会の会計は、会員の会費及び賛助会員などの寄付金によるものとする。

- 会員の会費は1千円とする。
- 賛助会員の会費は寄付金を充てる。
賛助会員の寄付金は年間1口(5千円)以上とする。

第6条 (組織及び運営)

- この会には、会長、副会長、事務局長、次長、会計監査、幹事を置き、運営委員会を構成する。
- この会は、運営委員会の合議により諸事業を運営し、会員への周知徹底を図る。

(3) この会の総会は年1回開催する。

(4) この会には、名誉会長、顧問、参与をおくことができる。

(5) 役員任期は4年とし、再任は妨げない。

(6) 役員に欠員が生じたときは補欠選出し、補充者の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 (禁止)

この会は、いかなる政治、宗教の活動に利用されることがあってはならない。

第8条 (決算)

この会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第9条 (施行)

施行 平成11年1月

改正 平成24年4月

改正 平成24年12月

改正 令和4年2月

加治川を愛する会役員名簿

(令和6年1月～)

名誉会長	たかたかし		
顧問	二階堂 馨	西脇 道夫	
	近 寅彦	黒坂 登	
参与	田中 正夫	花野 忠二	
会長	鬼嶋 正之		
副会長	高橋 繁憲		
会計監査	村山 良雄	関川 弘夫	
事務局長	宮嶋 栄		
会計	鈴木 康子		
幹事			
安達 勝典	石井 愛	奥村 忠	
風間 和好	加藤 和夫	熊田 悦男	
神田 礼輔	渋谷 勘市	清田 浩司	
園部 賢一	椿 隆	田宮 幸代	
富樫 繁一	新田見 光弘		